

栃木県議会議員選挙 4月12日(日)

下野市で投票することができる人

平成7年4月13日以前に生まれた方で、平成27年1月2日までに転入の届出をし、下野市に引き続き住んでいる方。(ただし、投票する前に県外へ転出した方は投票することができません。)

■平成27年1月3日以降に、栃木県内の他市町から市内に転入の届出をした方

これまで住んでいた市町の選挙人名簿に登録されていれば前住所地で投票することができます。(この場合、住所移転は市町を単位として1回に限り、市町の発行する「県内に引き続き住所を有する証明書」(無料)が必要になります。)なお、栃木県外の市区町村から転入された方は投票できません。

投票所入場券

投票所などを記載した投票所入場券は4月3日に発送します。

投票所入場券は、選挙があることをお知らせすることと、投票所での受付をスムーズに行うためのものです。

郵便事情等により入場券が届いていない場合やなくしてしまったときでも、選挙人名簿に登録されていれば投票はできますので、投票所の係員に申し出てください。

期日前投票をご利用ください

投票日(4月12日)に、仕事やレジャーなどの予定があり、投票できないと見込まれる方は、期日前投票をご利用ください。

■期日前投票期間・時間

4月4日(土)～11日(土)の毎日
午前8時30分～午後8時

■期日前投票所

- ・国分寺公民館
- ・石橋庁舎(駐車場内プレハブ室)
- ・南河内公民館

※期日前投票は上記の3施設どこでも投票できますが、投票日当日は、投票所入場券に記載された投票所での投票になります。

※入場券がお手元に届いている方はお持ちください。

※期日前投票にお越しの際は、予め、入場券裏面の「期日前投票宣誓書兼請求書」欄に記入してお持ちいただくと、受付が早く済みます。

選挙公報を配布します

候補者の政見等を知っていただくため、新聞折り込みにより各世帯へ配布します。(4月9日頃予定)

選挙公報は、次の施設にも備え付けますのでご覧ください。

市役所各庁舎、市公民館、市図書館、生涯学習センター、ゆうゆう館、きらら館、ふれあい館、市内郵便局及び金融機関の各窓口、市内コンビニエンスストア(一部)

※新聞未購読の方はご連絡ください。郵送によりお送りします。

不在者投票

■病院、老人ホーム等の指定施設での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会から指定を受けている病院、老人ホーム等に入院または入所している方は、その施設内で投票することができますので、施設管理者に申し出てください。

■郵便による不在者投票

一定基準以上の障がいや要介護区分に該当する方は、郵便により投票することができます。

投票には、あらかじめ「郵便投票証明書」の交付を受けることが必要となりますので、お早めにお問い合わせください。

■他の市区町村での不在者投票

旅行や出張などにより、滞在先の選挙管理委員会では不在者投票をされる方は、郵便での手続が必要ですので、お早めにお問い合わせください。

代理投票・点字投票

病気やけがなどで、自分で候補者の氏名を書くことができない方や、目が不自由で点字投票を希望される方は、投票所の係員に申し出てください。(ご本人に投票所までお越しいただくことが必要です。)

開票

■日時 4月12日(日) 午後8時50分から

■会場 石橋体育センター

※投票や開票状況については、随時、市ホームページ等でお知らせします。